
文化財が被災した災害に関する事例集
(九州ブロックの最近の事例を対象に)

文化財が被災した災害に関する事例集（九州ブロックの最近の事例を対象に）

九州国立博物館

目次

はじめに

1. 平成 28 年熊本地震時の熊本県内における対応 P.127
 - 1) 概要
 - 2) レスキュー事業の経緯
 - 3) レスキューの作業内容
 - 4) 一時保管場所
 - 5) 返却
 - 6) 修復にかかる費用補助制度

2. 平成 29 年九州北部豪雨災害時の福岡県朝倉市における対応 P.132
 - 1) 概要
 - 2) 発災直後の動き・初期対応
 - 3) 対応方針の決定までのプロセス
 - 4) 被災状況確認<指定・未指定とも>
 - 5) 緊急保護、未指定文化財の受入れ
 - 6) 未指定文化財受入れ後の処置
 - 7) 受け入れ資料の返却

3. 災害以前の対策として考えられる課題 P.135
 - 1) 未指定文化財の情報整備
 - 2) 被害状況確認調査の手段

おわりに

- 資料 1 P.139
熊本地震被災文化財等救援連絡協議会設置要項
- 資料 2 P.145
熊本地震被災文化財等九州救援対策本部設置要項

はじめに

国立文化財機構では、平成26年7月から令和2年9月まで「文化財防災ネットワーク推進事業」を実施した。本稿は、その一環である「文化財が被災した災害に関する事例集作成事業」のなかで、九州地方の最近の事例を対象に平成30年度から令和元年度までの調査成果をまとめたものである。

本活動では、平成28年熊本地震時および平成29年九州北部豪雨時の対応について調査し、前者は熊本県内で行なわれた文化庁主導による「文化財レスキュー事業」と、それ以後の県主導による文化財レスキュー活動、後者は福岡県朝倉市で行なわれた県と市による文化財緊急対応についてである。この2つの事例は未指定文化財への対応が実施された点で共通する。

未指定文化財の災害対策は、平成30年の文化財保護法の改正により大きな転換点を迎えた。改正法では、各都道府県が文化財保存活用大綱を策定することが可能となった。その基本的な記載事項のひとつに「防災・災害発生時の対応」がある。具体的には「災害に備えた平常時からの救援ネットワークの構築や、災害発生時の被害情報の収集や緊急的なレスキュー活動などの取り組みなど」に言及することとなっており、その対象となる文化財として、いわゆる未指定文化財も含むとされている¹。令和2年12月までに全国の約4割の都道府県で大綱が策定済みとなっている。策定後は、大綱に示された方針を基盤として、都道府県が域内の市区町村とともに具体的な取り組みを進めていく段階に入る。全国の地方自治体がこのような状況にあるときに、未指定文化財への実際の対応を紹介することで、より充実した文化財防災対策の実現への一助となれば幸いである。

この事例集では、各自治体担当者へのヒアリングと既刊報告書等の文献調査によって、発災直後の対応履歴を整理した。併せて、各事例に共通する課題から、災害以前に実施できる減災対策についてまとめた。

1. 平成28年熊本地震時の熊本県内における対応

1) 概要

平成28年4月14日、16日の2回にわたり、熊本県熊本地方を震源として発生した震度7の地震によって、熊本県と大分県を中心に多数の家屋倒壊や土砂災害など大きな被害に見舞われた。熊本県では、県教委が熊本史料ネット、県博協、博物館NWC、県内市区町村とともに被災した動産文化財への対応を進めていった。本災害において、文化庁主導による「文化財レスキュー事業」（熊本県被災文化財救援事業。以下、レスキュー事業）が実施され、機構は文化庁の要請に応じてその活動主体に加わり、被災文化財の救援に従事した。

ここでは、平成28年度から令和元年度にいたるレスキュー事業の経緯と作業内容について整理した。また、以下のとおり略称を使用した。

熊本県教育委員会	→	県教委
熊本県教育庁文化課	→	県文化課
熊本県博物館ネットワークセンター	→	博物館NWC
熊本被災史料レスキューネットワーク	→	熊本史料ネット
熊本県博物館協議会	→	県博協
熊本県立美術館	→	県美
熊本市立熊本博物館	→	熊本市博
国立文化財機構	→	機構
文化財防災ネットワーク推進室	→	推進室

文化遺産防災ネットワーク推進会議参画団体	→	推進会議参画団体
奈良文化財研究所	→	奈文研
九州国立博物館	→	九博

(順不同)

2) レスキュー事業の経緯

① 発災直後の動き・初期対応（レスキュー事業開始まで）（平成28年4月14日～7月初旬）

4月14日（木）

- ・21時26分、地震（前震）発生。直後から、熊本県内や周辺地域の関係機関が文化財被害に関する情報収集や被災状況の調査を進めた。

4月15日（金）

- ・文化庁が文化財被害状況把握の対応方針を作成。

4月16日（土）

- ・1時25分、本震発生。

4月26日（火）

- ・推進室・奈文研・九博職員5名が県文化課、熊本市博、熊本県立図書館、県美、熊本大学を訪問し、情報収集と文化庁へのレスキュー事業要請に向けて意見交換した。文化庁から、貴重な被災文化財建築物が復旧の可能性等について十分な検討を経ずに早急に取り壊されることがないように、所有者や市町村へ対しても周知するよう依頼する文書が、各都道府県教育委員会文化財担当課長宛に発出され、県文化課から県内市町村へも伝達された。

発災から4月末までの間、災害復旧時の片づけや被災家屋の撤去にともなって文化財・歴史民俗資料の処分・廃棄が発生することを懸念した熊本市博が、その保全への協力を発信し、新聞にも掲載された（4月19日・火）。また、熊本大学稲葉継陽教授を中心に熊本史料ネットが立ち上がり（4月23日・土）、翌日から活動を開始した。

5月17日（火）

- ・県文化課が、県文化財保護指導委員へ、5月末を期限として文化財レスキュー発動に向けた文化財被害基礎情報収集のための「市町村指定・未指定文化財」の事前調査を依頼。

5月18日（水）

- ・県教委から文化庁へ「被災調査等のため文化財建造物の専門家を早急に派遣する等」の技術的支援を求める依頼文書を発出した。

5月19日（木）

- ・文化庁において第6回文化財等災害対策委員会を開催。この時点では、県から被災状況調査に対する支援要請はあるものの、具体的な被害状況の報告がなく、救援（レスキュー）活動についての要請を受けていないことから、レスキュー事業は状況を踏まえて実施を判断するということを確認した。

5月31日（火）

- ・熊本県知事から九州・山口各県へ被災文化財現地調査のための学芸員等関係職員の派遣について依頼文書を発出した。

6月8日（水）

- ・県文化財保護指導委員に依頼していた市町村指定・未指定文化財の事前調査が終了し、県文化課より文化庁へ報告

② レスキュー事業実施期間（平成28年7月11日～平成29年3月31日）

レスキュー事業の主な実施主体は、熊本県、県教委に加え、博物館 NWC や県博協、熊本史料ネット等の関係機関、県内市町村、機構、九博が事務局を担った救援対策本部からなり、九州各県の教育委員会や推進会議参画団体等の協力を得ながら実施された [図 1]。現場に近い場所で実質的な機動力を発揮するため、熊本県宇城市松橋町にある博物館 NWC に救援対策本部の現地本部を設置した。

この期間にレスキューされた文化財は 28 件、延べ 944 名が事業に参加した。文化庁主導によるレスキュー事業は平成 28 年度末に終了した（具体的な活動内容については、平成 28 年度、平成 29 年度報告書「九州国立博物館の取り組み」を参照）。

③ レスキュー事業終了後（平成 29 年度～令和元年度）

文化庁主導によるレスキュー事業は終了したものの、熊本県内には未救出、未整理の文化財が大量に残存していた。平成 29 年度は県文化課を中心とし、「熊本県被災文化財支援事業（熊本県文化財レスキュー事業）」として、熊本県内関係者を活動実施主体に [図 2]、レスキュー活動を継続した。九博はこれに協力する形で関与した。平成 29 年度末で、博物館 NWC に設置された現地本部は解散した。

平成 29 年度は 17 件、平成 30 年度は 2 件のレスキューを実施し、合計で 47 件の文化財が救出された。救出された文化財は応急処置ののち、所有者の受け入れ態勢が整ったものから順次返却が進められた。

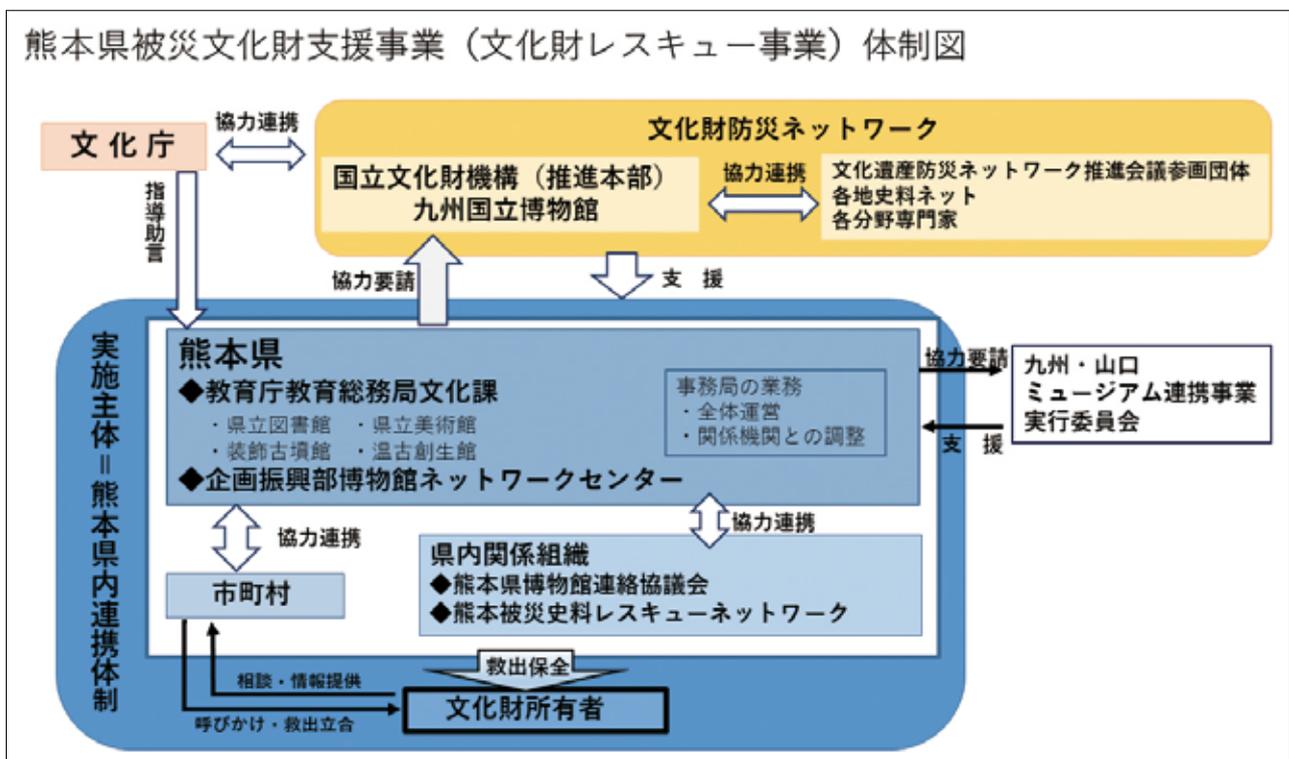


図2 平成29年度熊本県被災文化財支援事業スキーム図

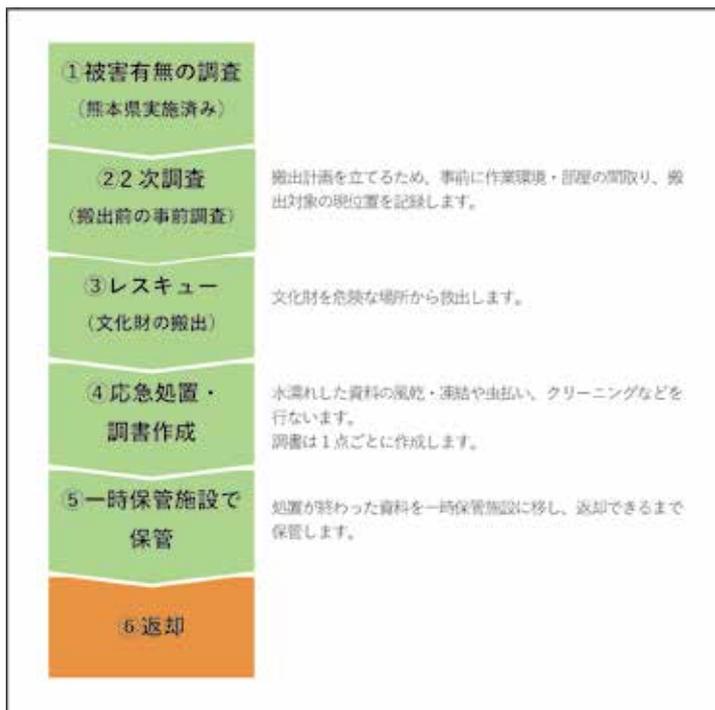


図3 熊本地震文化財レスキューにおけるレスキュー手順

3) レスキューの作業内容

文化財レスキューの作業の流れとしては、①被害有無の調査（1次調査）、②搬出前の事前調査（2次調査）、③文化財の搬出（レスキュー）、④応急処置・調査作成、⑤一時保管施設での保管、⑥所有者への返却の6段階がある〔図3〕。レスキュー事業において救出する文化財の種類は多岐にわたり、参加する学芸員等文化財関係者もさまざまな専門分野の者が集まった。レスキュー対象文化財と作業者の専門は必ずしも一致しないため、調査作成に当たっては対象物の概要把握を目標とし、文化財の種別にかかわらず同一の様式を用いた。各段階における具体的な作業内容は既刊報告書等（三角2017、熊本県博物館ネットワークセンターほか2018）を参照のこと。

今回の①被害有無の調査とは、県文化課が文化財保護指導委員に依頼した調査を指す。この時使用した未指定文化財のリストは、既存の古文書悉皆調査の一覧を熊本史料ネット等の協力でデータベース化したものである。

レスキュー作業で多くの時間と人手を要するのが、④応急処置・調査作成、である。多種多様の大量の文化財が救出され、作業の進捗が課題となった。この対策として以下の2点がある。

① 市民ボランティアの育成

県文化課は、救出した文化財の整理作業の傍ら、県民に文化財の基本的な扱い方を学ぶ機会を提供し、文化財保護への理解を深め、整理作業に支援を得ることを目的とした「文化財レスキュー市民サポーター養成講座」を平成29年度より開催し、市民ボランティアの育成に努めた。

② 専門家による集中作業

平成30年度初めの段階においても、被災文化財のほとんどが応急処置を待つ状態で一時保管されていた。県文化課はレスキュー活動の関係機関を含む周辺の文化財専門機関（ミュージアム等）から、古文書や美術工芸などの専門家（県内外の学芸員等）を招請し、集中的に整理作業を進める「文化財レスキュー資料整理会」を実施し、作業の迅速化を図った。整理会には①の文化財レスキュー市民サポーターも多数参加した。

4) 一時保管場所

レスキュー事業開始時に、被災文化財の一時保管場所として県が管理する空き施設2か所を確保した。文化財の搬入前に清掃を行ない、害虫の侵入が予測される個所には簡易網戸の設置等の対策を施した。1か所は通電していなかったため、空調機や除湿器による温湿度管理がかなわず、ある程度の環境変化に耐えうるものを選別して保管した。このほか、ガラス窓にカーテンを取り付けて直射日光を遮断する工夫も施した。

レスキュー事業終了後、施設の継続利用がかなわず、県が管理する別施設へ被災文化財を移動した。令和元年度末には、これらの施設を閉鎖し、県の文化財保管施設を一時保管場所とした。

5) 返却

県内博物館等へ寄贈されたものや、指定文化財化を検討する作品もあったが、大多数は所有者へ返却された。レスキュー事業期間中に所有者へ返却が完了したものは僅かで、多くは平成29年度から、熊本県が定めた震災復興4か年計画最終年度である令和元年度までの間に作業が進められ、令和元年度末時点で44件の返却が完了した。所有者の家屋再建の遅れなどの理由で受け入れ状況が整わない文化財は、引き続き県の文化財保管施設で預かり、令和2年度末に47件すべての文化財の返却が完了した。

古文書類は熊本史料ネットの尽力で解題が作成された。この解題を添えて文化財を返却し、所有者に資料の持つ歴史的価値を理解してもらうという事も試みた。

6) 修復にかかる費用補助制度

平成29年2月に県が創設した文化財基金による補助制度により、従来の被災現場では金銭的理由により復旧を断念していたであろう多くの文化財が修復・保存されている。この基金の財源は、地元経済界や熊本県にゆかりのある人々を中心に発足した支援委員会が、平成28年7月から実施した民間の募金活動による寄付金である。補助制度はこの基金を原資とし、民間が所有する未指定を含む文化財復旧の費用に充てるもので、歴史的建造物や動産文化財を対象とし、所有者負担額の1/2～2/3を補助する仕組みとなっている。対象となる文化財の選定や、修復の工法等を審議するため、有識者による委員会（熊本地震被災文化財等復旧復興基金活用検討委員会）が設置された。

2. 平成29年九州北部豪雨災害時の福岡県朝倉市における対応

1) 概要

平成29年7月5日から6日にかけて発生した線状降水帯により、福岡県朝倉市、東峰村、大分県日田市を中心に短時間で記録的な大雨が降り、山塊の崩壊や複数河川の氾濫によって同市村に甚大な被害が発生した。

福岡県内では、朝倉市、東峰村を中心に、うきは市、添田町、川崎町で文化財の被害があり、福岡県教育庁文化財保護課は、特に被害の大きかった朝倉市、東峰村と協議の上、県主導による文化財の被害状況の確認、緊急保護などの対応をとった。ここでは、未指定文化財への対応がとられた朝倉市における発災直後の動向と文化財の緊急保護活動について述べる。

なお、以下の通り略称を使用した。「県」、「県職員」、「市」、「市職員」とは、それぞれの文化財所管課（職員）を指す。

福岡県教育庁文化財保護課、及びその職員	→	県、県職員
朝倉市教育委員会文化・生涯学習課文化財係、及びその職員	→	市、市職員
九州歴史資料館 ⁱⁱⁱ	→	九歴
甘木歴史資料館 ^{iv}	→	甘歴

2) 発災直後の動き・初期対応（平成29年7月5日～8月上旬）

7月5日（水）

- ・発災時、県は通例の対応として、県内市町村へFAXにて指定文化財の被害状況確認の連絡を入れた。朝倉市では避難所が開設され、市職員は避難者受入れやそれにかかる物資手配等の災害時緊急業務に従事した。

7月6日（木）

- ・夜通しで続けられた緊急業務明けの市職員4名で、早朝、市内に所在する指定文化財を巡視した。この時に被災状況が確認できたものについては県に報告した。
- ・その後は緊急時職員配備体制となり、市職員では文化財の巡視ができない状態が続く。

7月8日（土）

- ・市内所在の重要文化財（仏像）に二次災害の恐れがあることが所有者から市に報告された。これを受け、市は県に相談。

7月10日（月）

- ・7月8日に報告された案件について県担当者が現地を視察し、緊急搬出を決定。これ以降、県による文化財の緊急対応の支援が始まる。

7月11日（火）

- ・県と市の担当者間で今後の支援・緊急対応方針を検討した。

7月13日（木）

- ・県が初期対応の方針を作成。

7月14日（金）

- ・初期対応方針に基づき、県職員の市への派遣を開始。
- ・県から、県内市町村および関係機関等に対して文化財被害対応についての通知文書を発出し、県内の文化財被害についての情報発信や外部からの問い合わせ等は県が窓口となって対応することを周知。
- ・甘歴に被災文化財に関する相談窓口を開設し、これについてTwitterやテレビ等で周知を図った。

以後、県職員2～3名が毎日現地に派遣され、市職員と連携を取りながら市内文化財の巡視・受入れ等を支援した。

7月20日（木）以降

- ・7月14日から被災地の情報について継続的に把握に努めてきたが、この日から対象エリアを区切って未指定文化財の巡視が始まった。7月27日以降、大規模に活動を行なった。

8月2日（水）以降

- ・被災地の情報を直接得るために、この日より県職員が災害対策本部会議に出席し、県の復興関係機関と協議し、情報を収集した。このことにより、直接文化財の動きに連動させることはなかったが、行政の被災地対応の状況が把握でき、結果的に豪雨で被災した国の天然記念物キンメイチク周辺部の復旧に関わる取り扱いについて情報を得た。

8月10日（木）

- ・県職員の現地派遣と常駐支援、相談窓口への常駐などの県による初期支援が終了。

3) 対応方針の決定までのプロセス

県が支援に入る際、まず市に対し「文化財をどうしたいか」という希望を尋ね、以後、市の意向に沿って行動した。市は通常の文化財保護業務が適わない緊急事態下に、第三者による市内の文化財の持ち出しや、不用意な現状変更（修繕等）により文化財が毀損することを危惧し、文化財の緊急業務（レスキュー・応急処置等）の支援を求めた。その

上で県として方針を示し、朝倉市、東峰村と確認、共有した上で支援を開始した。

4) 被災状況確認<指定・未指定とも>

県職員の派遣以降、まず指定文化財の本格的な巡検が行なわれた。毎朝巡検に出る前に県職員は必ず市の担当者と打合せの時間を持ち、行動範囲の決定、その範囲内の文化財所有者情報を共有した。報道等によって得られる被災範囲や被害の程度、人命捜索の進捗状況の情報を、文化財の所在地と照合し、安全が確保された区域から巡検を進めた。巡検の際には、外見にて身元がわかるよう所属名の入ったヘルメット、作業着、腕章、職員ネームタグを着用し、土地勘のある甘歴職員が同行した。市の指定文化財担当職員が同行できる時もあったが、基本的には県職員と甘歴職員で回り、県職員だけで人目のつかない山間部に入ることはしなかった。

未指定文化財の巡検が始まったのは、派遣開始から1週間程経ってからで、指定文化財と同じ手順で行なった。それまで県市とも未指定文化財の体系化された情報（リスト等）を持っていなかったため、指定文化財の巡検をしている期間に、大学等の調査や市史編さん事業でまとめられた情報を県職員が収集し、リスト化やマッピングを行なった。

旧家の多い区域では、一時避難した住民が自宅に戻り家財道具等を片付け始めるタイミングを見計らって、念入りに巡検を行なった。災害ごみ集積所を見回ることもあった。市民との接触には、被災直後の心情に十分に配慮した。巡検時には県と甘歴で作成した被災文化財受入れのチラシを該当する住民の方々に配布し、同時に情報収集をした。

5) 緊急保護、未指定文化財の受入れ

立ち入り困難地域となっていた山間部に所在する文化財で、二次被害の恐れのあるものの緊急保護を実施した。巡検の職員が保護の必要ありと判断した場合、現地の状況を確認し、搬出に必要な人数・資材・運搬具等を見積もり、後日作業を行なった。悪路を徒歩で行かねばならない場合は、文化財をリュックサックに入れて運ぶこともあった。

巡検中、重度の被害がある、もしくは廃棄される寸前のものであれば、所有者の承諾を得て即時に保護をすることもあった。緊急保護の対象選定は、巡検に当たる職員の裁量に任せた。所有者が明らかなものについては、「仮預り証」をその場で発行した。その後、甘歴が公文書として「一時保管受領書」を発行し、仮預り証は回収した。緊急保護された文化財の一時保管は、甘歴の敷地に隣接して存在する県の空き倉庫を活用した。後日、相手方と協議しながらこれらを整理し、「一時的に預かったもの」、「寄贈されたもの」、「所有者不明で行き場がなく、甘歴で受け入れるもの」などに区別した。

6) 未指定文化財受入れ後の処置

損傷がひどく緊急処置を要する紙資料は、すみやかに九歴や福岡市埋蔵文化財センターに移送し、冷凍保管ののち真空凍結乾燥処置を施した。

受け入れ後の取り扱いについては、9月に市と県、九歴、甘歴で協議し（「被災未指定動産文化財の取扱いについて」平成29年9月15日 文化財保護課・九州歴史資料館）、安定した状態に戻すための応急的なクリーニング作業や、目録の作成などを行なった。当初は九歴が学校文書の乾燥処置、クリーニング作業を担っていたが、翌年より市でクリーニング作業のための日々雇用職員を採用した。九歴の担当者から指導を受け、令和2年3月時点で作業は継続中である。被災文化財の目録作成は甘歴職員が担当して進行中である。古文書などは、保管のための中性紙箱を年間予算内で購入した。

7) 受け入れ資料の返却

処置が完了したものは順次返却していく予定だが、処置完了もしくは完了見込みのものでも、所有者の受け入れ状況が整わず返却の予定が立たないものもある。それらについては所有者と相談の上、返却まで甘歴で保管することになっている。

「一時的に預かったもの」の一部は、所有者の承諾を受けて公開した（H 29 秋博企画展「災害の記憶」、H 30 甘歴企画展「神仏への祈り」）。「寄贈されたもの」、「所有者不明で行き場がなく、甘歴で受け入れたもの」の一部は、甘歴の判断で常設展示の災害コーナーで展示している。これに対して、所有者が名乗り出られることがあれば、それもひとつの成果として対応しようと考えている。

3. 災害以前の対策として考えられる課題

1) 未指定文化財の情報整備

文化財レスキューの主な対象となる未指定の動産文化財の数は、指定文化財をはるかに超える。熊本、福岡の事例では、ともに発災後に情報を整理しているが、平常時の段階で未指定文化財を網羅的に把握し、事前に情報が整理されていることが望ましい。

特にレスキューの発動を要請するような大規模災害への備えとして、情報整理の重要度は高くなる。レスキューの発動には、被災都道府県から文化庁への発動要請とともに、被害状況の報告が求められる。また、発動の要否にかかわらず、発災後の円滑な救出活動には、こうした情報整備が必要であろう。

情報の収集には、過去の調査成果を利用することも有効である。リストだけでなく、その位置情報を地図上に落とし込んだものや、作品の画像も整備されているとなお良い。地域のハザードマップと照合することで、災害種別に文化財所在地の危険度が分かり、事前に安全な場所へ移動させるなどの検討も可能となる。但し、未指定文化財は現状変更等の報告義務がないため、定期的に連絡先等の情報を更新することについて考えておく必要がある。また、個人情報保護に留意した情報の管理方法の整備も求められる。

2) 被害状況確認調査の手段

前項で述べた通り、レスキューの発動には被害状況の報告が求められるが、発動要請のない場合においても、被害状況の把握は初期対応の要といえる。

災害発生時には、被災自治体の担当職員は予め割り当てられた災害時緊急業務に従事し、被害が甚大であるほど、文化財の巡視を早急に行なうことは難しくなる。熊本の場合は県文化財保護指導委員、福岡の場合は県職員が、被災自治体の職員に代わって巡視を行なった。

一般的な防災対策と同様に、災害時の文化財の対応についても、初動体制などを検討しておくこと、また、被害が大規模である場合の都道府県や市区町村の枠を超えた広域的な協力体制について協議しておくことも有効であろう。

文化財担当職員の確認調査よりも先に、所有者や周辺住民等から被害情報が寄せられ、職員が業務時間外に対応せざるを得ない場合もある。こうした場合のあり方も検討する必要があるだろう。

おわりに

今回は、熊本と福岡の発災時の対応と、平常時から実施可能な対策についてまとめた。今後の課題としてレスキュー

された文化財が所有者のもとへ戻った後の状況についても確認する必要があるだろう。

今回の調査にあたっては、下記の皆様のご高配を賜りました。記して厚く御礼申し上げます。

朝倉市教育委員会文化・生涯学習課、甘木歴史資料館、九州歴史資料館、熊本県教育庁文化課、福岡県教育庁文化財保護課（五十音順、敬称略）

参考文献 *発行日順

平成 28 年熊本地震

No	文献名
1	九州国立博物館「公開シンポジウム 地域とともに考える文化財の防災・減災Ⅲ『熊本地震と文化財レスキュー』」『平成 28 年度文化財防災ネットワーク推進事業－九州国立博物館の取り組み－』、2017 年
2	三角菜緒「【中間報告】熊本地震被災文化財救援事業における作業マニュアルの策定について－災害時の文化財搬出・搬出前の事前調査・調書作成手順の検討－」『東風西声』12、九州国立博物館、2017 年
3	九州国立博物館編『文化交流展特集展示「災害に学ぶ・備える－熊本地震と文化財レスキュー－」リーフレット』、2018 年
4	九州国立博物館編『平成 29 年度文化財防災ネットワーク推進事業－九州国立博物館の取り組み－』、2018 年
5	熊本県博物館ネットワークセンター編『パレアアクシア企画展関連シンポジウム 大規模災害時における博物館の役割 記録集』、2018 年
6	熊本県教育委員会『平成 28 年熊本地震被災文化財の復旧の歩み』、2018 年度
7	熊本県博物館ネットワークセンター・九州国立博物館「レスキュー資料のカルテ作成と応急処置マニュアル【民俗資料】(2017 年 9 月 11 日作成)」『平成 29 年度文化財防災ネットワーク推進事業－九州国立博物館の取り組み－』、九州国立博物館、2018 年
8	熊本県博物館ネットワークセンター・九州国立博物館「レスキュー資料のカルテ作成と応急処置マニュアル【古文書】(2017 年 9 月 11 日作成)」『平成 29 年度文化財防災ネットワーク推進事業－九州国立博物館の取り組み－』、九州国立博物館、2018 年

平成 29 年九州北部豪雨災害

No	文献名
1	福岡県文化財保護課「九州北部豪雨による被災文化財の復旧への取組」『教育福岡』647、2018 年
2	朝倉市秋月博物館『災害の記憶展－復興への兆し－』、2018 年
3	九州歴史資料館「九州北部豪雨災害による被災文化財のレスキュー活動」『教育福岡』651、2018 年
4	福岡県『平成 29 年 7 月九州北部豪雨における災害対応に関する検証結果報告書』、2018 年
5	朝倉市教育委員会文化・生涯学習課「平成 29 年九州北部豪雨と朝倉市文化財被害報告」『第 7 回古代山城サミット大野城・朝倉大会資料集』、第 7 回古代山城サミット大野城・朝倉大会事務局、2018 年
6	福岡県教育庁教育総務部文化財保護課「平成 29 年九州北部豪雨による被災文化財への対応」『第 7 回古代山城サミット大野城・朝倉大会資料集』、第 7 回古代山城サミット大野城・朝倉大会事務局、2018 年
7	九州歴史資料館「九州北部豪雨災害による被災文化財の復旧・復興に向けた取組」『教育福岡』655、2019 年
8	第 7 回古代山城サミット大野城・朝倉大会事務局『第 7 回古代山城サミット大野城・朝倉大会記録集』、2019 年
9	朝倉市教育委員会『朝倉市文化財年報(平成 29 年度)』朝倉市文化財調査報告書第 35 集、2019 年
10	甘木歴史資料館「九州北部豪雨と朝倉の古刹」『甘木歴史資料館だより・温故』第 60 号、2019 年 10 月
11	甘木歴史資料館『甘木歴史資料館報』第 3 集、2019 年
12	朝倉市『平成 29 年 7 月九州北部豪雨－朝倉市災害記録誌－』2019 年 3 月

-
- i 文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針(素案)
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/ozuna_sagyobukai/03/pdf/r1409358_01.pdf (令和2年12月18日確認)
- ii 本稿では、文化庁からの文化財レスキュー事業実施の依頼を受けたのち、初めて被災現場でのレスキュー(文化財の救援)に向けた活動が行なわれた7月11日を実質的な文化財レスキュー事業開始日としている。
- iii 九州歴史資料館は、福岡県立の歴史系博物館であり、県ゆかりの文化財を調査研究・保管し、展示普及する博物館的機能と、県内の遺跡調査や出土遺物を保管する埋蔵文化財センター的機能を併せ持つ施設。福岡県小郡市所在。
- iv 甘木歴史資料館は、九州歴史資料館の分館として設立された。現在は、朝倉市が指定管理者として運営している。福岡県朝倉市所在。

執筆者：九州国立博物館

博物館科学課アソシエイトフェロー 小川香菜恵

学芸部長 小泉 恵英

博物館科学課長 木川りか

文化財課長 原田あゆみ

博物館科学課研究員 渡辺祐基

資料 1 熊本地震被災文化財等救援連絡協議会設置要項

資料1 熊本地震被災文化財等救援連絡協議会設置要項

熊本地震被災文化財等救援連絡協議会設置要項

平成28年7月19日

1. 名称

本会は、熊本地震被災文化財等救援連絡協議会（以下「救援連絡協議会」という。）という。

2. 設置の目的

平成28年熊本地震によって被災した熊本県の文化財を緊急に保全するとともに、今後予想される損壊建物の撤去等に伴う我が国の貴重な文化財等の廃棄・散逸を防止することを目的とする。

3. 組織

- (1) 救援連絡協議会は、文化庁の協力要請を受けた独立行政法人国立文化財機構と熊本県とで構成する。
- (2) 救援連絡協議会に活動の統括者として議長をおく。議長は九州国立博物館長をもって当てる。
- (3) 救援連絡協議会は、別記の団体等の協力を得ることができる。
- (4) 救援連絡協議会の設置期間は、平成28年6月17日から平成29年3月31日までとする。

4. 活動内容

(1) 情報収集

- ① 文化庁及び被災地各県の教育委員会を通じて、国、関係地方公共団体の文化財台帳や過去の調査記録等から文化財等の所在情報と被災情報を得るとともに、教育委員会の要請に応じて文化財等の被災状況の調査等を行う。
- ② 被災地各県の教育委員会を通じて、関係市町村教育委員会、歴史資料館、美術館等からも被災情報の提供を得る。

(2) 救出及び保管

- ① 地震等による直接の被災や文化財等が置かれている建物の倒壊又は倒壊の恐れ等により、文化財等を緊急に避難させる必要がある場合には、教育委員会を通じた所有者からの要請に基づき、所有者の立会い又は委任の下に救出作業を行う。
- ② 救出した文化財等については、所有者から安全な保存施設における保管の要請があった場合には、可能な限り関係地方公共団体と相談の上適切な施設へ移送し、一時保管を行う。

(3) 緊急の保存及び応急措置

- ① 救出現場において、緊急の保存又は応急措置が必要と認められたときは、所有者に状況を説明し、その要請があった場合のみ、合意を得た上で当該措置を行う。この場合、当該措置に関する記録を作成する。
- ② 所有者との間に緊急の保存又は応急措置の合意がない場合には、県教育委員会及び関係市町村教育委員会に調整を委ねる。

(4) 救出した文化財等の情報管理

- ① 救出した文化財等の個々の文化財としての価値等については、判断しない。
- ② 救出、保管、緊急の保存又は応急措置を行った文化財等の情報は、所有者、文化庁、県教育委員会及び関係市町村教育委員会へ適宜報告し、情報の公開については関係教育委員会に委ねる。

5. 救援連絡協議会の実施体制

- (1) 救援連絡協議会の活動は、文化庁及び熊本県との密接な連携の下に行う。
- (2) 救援連絡協議会の事務局は、独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館内に設置される熊本地震文化財等九州救援対策本部に置く。事務局は文化財救援事業実施に係る庶務等を行う。
- (3) 救出活動を行うに当たっては、文化財等の取扱いや保存の専門家等を中心として構成する「文化財レスキュー隊」を適宜編成し、県教育委員会及び関係市町村教育委員会と連携し、レスキュー活動を行う。
- (4) 救援連絡協議会の活動に要する経費は、文化財レスキュー事業に対する寄附金、助成金等による。
- (5) 救援連絡協議会の経費の会計処理は、別に定めるところにより事務局において適正に処理する。

6. その他

本要項に定めるもののほか救援連絡協議会の活動に関し必要な事項については、議長がこれを定める。

附 則

この要項は、平成28年7月19日から施行し、平成28年6月17日から適用する。

(別記) 文化遺産防災ネットワーク推進会議構成団体 (平成 28 年 6 月現在)

独立行政法人国立文化財機構
独立行政法人国立美術館
独立行政法人国立科学博物館
大学共同利用機関法人人間文化研究機構
国立国会図書館
公益財団法人日本博物館協会
公益社団法人日本図書館協会
一般社団法人文化財保存修復学会
一般社団法人日本考古学協会
全国科学博物館協議会
日本文化財科学会
全国美術館会議
全国歴史資料保存利用機関連絡協議会
全国大学博物館学講座協議会
NPO法人宮城歴史資料保全ネットワーク
歴史資料ネットワーク
西日本自然史系博物館ネットワーク
全国歴史民俗系博物館協議会
大学博物館等協議会
公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団

資料2 熊本地震被災文化財等九州救援対策本部設置要項

資料2 熊本地震被災文化財等九州救援対策本部設置要項

熊本地震被災文化財等九州救援対策本部設置要項

平成28年7月19日
理事長 決 裁

(趣旨)

1. 文化庁からの協力依頼のあった「熊本県被災文化財救援事業(文化財レスキュー事業)」の円滑な実施のため、独立行政法人国立文化財機構(以下「機構」という。)に熊本地震被災文化財等九州救援対策本部(以下「救援対策本部」という。)を設置する。
なお、事業の実施に当たっては、熊本県と機構が設置する救援連絡協議会において、被災地と綿密な連携・協力を図る。

(組織)

2. 救援対策本部は以下により構成する。
 - ・本 部 長：九州国立博物館長
 - ・事 務 局 長：九州国立博物館学芸部長
 - ・調 整 役：文化財防災ネットワーク推進室長なお、構成員は本部長が、別途指名する。

(設置場所)

3. 救援対策本部は、九州国立博物館に置き、文化財防災ネットワーク推進室と連携して事務を行う。

附 則

この要項は、平成28年7月19日から施行し、平成28年6月17日から適用する。